

バナー広告掲載利用約款

このバナー広告掲載利用約款は、MOM株式会社（以下、「当社」という。）の運営するウェブサイト麻雀豆腐（<http://majandofu.com>）（以下、「当サイト」という。）上における広告掲載申込書の一部を構成しており、お客様（「申込者」）からお申し込み頂きました広告掲載に関する契約条件となります。

第1条（契約の成立）

1. 広告掲載をお申し込みされる際は、当サイトの定める様式の申込フォームよりお申し込み頂きます。
2. お申し込みは、広告掲載の開始を希望される日の5営業日前までに行って頂きます。ただし、当サイトが特に認めた場合はこの限りではありません。
3. 申込者からの広告（以下「広告」という）のお申し込みに対して、当サイトが遅滞なく承諾の意思表示をしたときに広告掲載契約が成立します。ただし、当サイトは、広告掲載開始日を調整する権利を留保させて頂きます。

第2条（広告の入稿）

1. 申込者が広告の入稿を行う場合には、当サイトが指定する日時までに、当サイトの指定する形式・形態で行うものとします。また、申込者が入稿済の広告の変更をする場合も同様とします。
2. 申込者の故意または過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、当サイトは広告掲載契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。ただし、当サイトは当該広告掲載を行うことができなかった期間の広告料を申込者に対して請求することができるものとします。

第3条（広告内容の変更）

1. 当サイトは、広告掲載契約が成立した後も、お申し込みを受けた広告の内容、形式、もしくはデザインあるいは広告主のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、または当サイトの定める広告掲載基準に抵触していると判断した場合、当該お申し込みに係る広告の内容、形式、もしくはデザイン等の変更を求めることができるものとします。
2. 掲載開始の前後を問わず、申込者が当サイトからの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、または申込者が直ちに変更を行わない場合、当サイトは、申込者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく広告掲載契約を解除することができるものとします。
3. 申込者は、広告掲載後も広告の入稿内容を月1回まで変更できるものとします。ただし、

当サイトが認める場合はこの限りではありません。

第4条（申込者の責務）

1. 申込者は、お申し込みにかかる本件広告枠に掲載される広告が当サイトおよび第三者の著作権、産業財産権、パブリシティ権、プライバシー権その他一切の権利を侵害するものではないことを、当サイトに対して保証するものとします。
2. 第三者から当サイトに対し、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任および負担において解決するものとします。ただし、当該損害が当サイトの責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第5条（責任の限定）

1. 停電、通信回線の事故、天災等の不可抗力、インターネットインフラの不具合、緊急メンテナンスの発生など当サイトの責に帰すべき事由以外の原因により、広告掲載契約に基づく債務の全部または一部の履行ができなかった場合、当サイトはその責を問われないものとし、当該履行については当該原因の影響とみられる限度において義務を免除されるものとします。なお、この場合、当サイトが広告掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとします。
2. 広告掲載中に当該広告からのリンクがデッドリンクとなった場合やリンク先のサイトに不具合が発生した場合、当サイトは当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合当サイトは広告不掲載の責任を負わないものとします。
3. 広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わず当サイトが申込者に対し損害賠償責任を負った場合には、賠償額は当該広告掲載契約に基づく広告料金を上限とします。

第6条（広告料金）

1. 広告料金は広告料金表（別途記載）に準じます。
2. バナー広告の掲載は4週間単位とします。
3. 如何なる事情がある場合でも広告料金の払い戻しはしないものとします。また掲載期間中に契約を解除した場合も同じとします。

第7条（支払方法）

1. 当サイトは、申込者に対し、申込みメール確認後速やかに広告料金の請求メールを送信するものとし、申込者は、当サイトから請求された当該広告料金全額をメール受信後から広告掲載開始日の、2営業日前までに支払うものとします。
2. 第1項の規定にかかわらず、当サイトが特に必要と認めた場合には支払条件を変更することがあります。この場合、当サイトは変更した支払条件を申込者に通知するものとします。
3. 本条に定める広告料金の支払は、当サイトが定める銀行口座に、広告料金に消費税を加えた額を振込送金していただくものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。

第8条（支払遅延の効果）

1. 申込者が第7条に定める支払を遅滞した場合、当サイトは広告掲載契約および遅滞のあった時点で成立している他の広告掲載契約に基づく広告掲載の全てを申込者による支払がなされるまで履行しないことができるものとします。この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについて当サイトに対し損害賠償請求を行うことはできないものとします。
2. 申込者は第7条に定める支払を行わない場合、その日数に応じて年利14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第9条（契約の解除）

1. 申込者が次の各号の一に該当した場合、当サイトは申込者への催告その他何らの手続きを要することなく、本契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。この場合、申込者に対して損害賠償の請求ができるものとします。

- (1) 第7条に定める広告料金等の支払い違反したとき
- (2) 本契約または当サイトとの他の契約に違反し、当サイトの催告にも拘わらず速やかにこれを履行しないとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、または特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更生、破産等の法的倒産手続の申立てがあったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他申込者の財政状態が悪化したと当サイトが判断したとき
- (4) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが当サイトまたは申込者の利益または信用を阻害するおそれがあると当サイトが判断したとき
- (5) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が当サイト、その関連会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると当サイトが判断したとき
- (6) 広告またはそこからリンクしたホームページの記載内容の全部または一部が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、または当サイトの定める広告掲載基準に抵触しているとき
- (7) 広告の記載内容が不適切と当サイトが判断したとき

2. 申込者が前項の各号の一に該当した場合、申込者が当サイトに対して負担する一切の債務（この広告掲載契約における債務に限らない）に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。

3. 申込者は、広告掲載契約に定める広告料金全額を支払って、いつでも広告掲載契約を解除することができるものとします。

第10条（守秘義務）

申込者は、広告掲載あるいは広告掲載契約に関して知り得た当サイトの秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

第11条（紛争の解決）

1. 本契約に基づく権利又は法律関係には、日本国の法令を適用するものとします。
2. 本契約に基づく権利又は法律関係を対象とする訴えについては、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所、または簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。
3. 本契約に基づく権利又は法律関係について紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

第12条（契約条件の変更）

当サイトはいつでもこの広告掲載契約の各条項を変更することができるものとします。ただし、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申し込まれた日（申込書記載の申込日）における契約条項が適用されるものとします。

以上

附則

1. 本約款は、2016年11月22日に制定し、同日より実施いたします。
2. 2017年1月25日改定

当サイト 運営者情報

MOM 株式会社
東京都港区六本木三丁目 4-36-9F
03-6883-1387
koukoku@majandofu.com